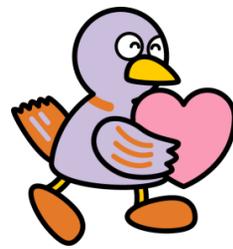


心理職



福祉部の本庁各課又は児童相談所、総合リハビリテーションセンター等の地域機関において、心理判定、心理療法等を行う仕事です。

◆主な配属先と業務内容

①各児童相談所

- 県内には8つの児童相談所が設置されています。

➢ 心理相談担当

主に知的障害のある子ども(18歳未満)の療育手帳の交付のための判定や、虐待された子どもとの面接、里子などの心理判定を行っています。また、必要に応じて親や子どもとの面接、子どもへのプレイセラピーなども行い、ケースワーカーと協力しながら、子どもの今とこれからについて側面から支援します。

➢ 心理支援担当

児童養護施設等に入所している子どもが家庭に戻るに当たって、面会から家庭引き取りまでの計画(家族支援プログラム)を、親子とともに作成し、段階を踏んで着実に家庭復帰できるよう支援していきます。



朝霞児童相談所



総合リハビリテーションセンター

◆児童相談所では独自の研修プログラムがあり、専門性が高められます！

1年目	2年目	3年目以降	主査級昇任後
児童心理司研修(1年目) 新任職員基礎研修(前期) ・基本的理解 ・基本の実務 ・担当別実務 (シスター&プラザ制度) オリエンテーション研修 新任職員基礎研修(後期) ・児童相談所の現状と課題 ・リスクアセスメント ・面接と記録 等 いずれも全体研修として実施	(2年目) 里親委託促進研修 二年目職員研修 (全体研修) ・子どもの権利(アドボケート) ・重大事件の検証 ・虐待に関する研修等 ・性虐待ガイドライン研修 ・「埼玉版中八策」等技法研修 ・メンタルヘルス等	(3年目) 児童心理司中堅研修 ガイドライン研修 初期調査面接研修 NICHD研修 チャレンジ学習会 (職員の自主的な取り組み) テーマ別研修 派遣研修	指導者研修 ・子どもの虹等主査研修への派遣

②総合リハビリテーションセンター (上尾市にある身体及び知的障害者更生相談所です。)

➢ 福祉局 相談部 知的障害・心理判定担当

主に知的障害のある方(18歳以上)の療育手帳の交付のための判定や知能検査を行うとともに、必要な助言・援助を行っています。

◆過去の埼玉県職員採用試験実施状況(心理職)

令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
受験者	合格者								
33	16	43	20	42	20	52	21	49	15

◎問合せ先

仕事内容・配属先について

福祉部 福祉政策課 職員担当 TEL:048-830-3389

試験制度について

人事委員会事務局 任用審査課 採用試験担当

TEL:048-822-8181

E-mail:a6402-10@pref.saitama.lg.jp